

3 食料自給率向上国民運動拡大対策

【1, 336(1, 080) 百万円】

対策のポイント

食料自給率目標を達成するため、国民一人一人への普及・啓発、食料自給率向上に取り組む企業等（推進パートナー）の広範な組織化を図ります。

<背景／課題>

- ・平成22年3月に策定された「食料・農業・農村基本計画」では、平成32年度の食料自給率目標をカロリーベースで50%・生産額ベースで70%とされています。
- ・食料自給率目標を実現するためには生産面の努力に加え、消費面でも大幅な変革が必要です。このため、食品加工・流通企業が国産食材の使用により多くのビジネスチャンスを見出していける環境を作るとともに、消費者の意識変革を図ることが必要です。

政策目標

推進パートナーを6,000社に拡大（平成23年度）

<主な内容>

食料自給率向上に向けた国民運動の推進

1. 国民一人一人が食料自給率の現状を理解し、食生活の中で国産農産物等を積極的に選択する等の具体的な行動を起こすよう普及・啓発するとともに、食品関連事業者等食料自給率向上に取り組む企業等の広範な組織化を図ります。また、食品産業等と連携した朝食欠食の改善や米飯学校給食の推進による米消費拡大の取組を実施します。

食料自給率向上国民運動拡大推進事業
1, 244 (1, 000) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

2. 食料品販売事業者等が行う国産食料品にポイントを付与する取組の導入・実施に必要な経費を支援します。

国産食料品等ポイント活動モデル実証事業
72 (80) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

3. 医師等の専門家を通じて健康面からごはん食の効用を分かりやすく発信してもらう取組を支援します。

日本型食生活支援事業
20 (0) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- 1、2の事業 大臣官房食料安全保障課 (03-6744-2395 (直))
- 3の事業 総合食料局消費流通課 (03-3502-7868 (直))